

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年9月8日

分任支出負担行為担当官

那覇空港事務所長 仲間 政勝

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 那覇空港3階横断歩道ルーフ改修等工事
 (電子入札及び電子契約対象案件)
- (2) 工事場所 沖縄県那覇市安次嶺531-3
- (3) 工事内容 那覇空港3階横断歩道ルーフ改修等工事について、横断歩道ルーフの
 経年劣化に伴う改修工事を実施するものである。
 横断歩道ルーフ
 鉄骨造、平屋建て
 建築面積48.64㎡ 延床面積63.52㎡
 鉄骨工事（本体鉄骨、撤去）、屋根及び樋工事、塗装工事、
 舗装工事
 歩道ルーフ
 鉄骨造、平屋建て
 建築面積345.22㎡、延床面積115.07㎡
 鉄骨工事（撤去）
 なお、詳細は設計図による。
- (4) 工 期 契約締結日の翌平日から令和9年3月26日まで
- (5) 本工事は、入札及び契約等を電子調達システムで行う対象工事である。
 なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式、
 紙契約方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価
 落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））の対象工事である。また、品質確保のための体
 制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかにか
 いて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事であ
 る。
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行対
 象工事である。
- (8) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書によ
 る。
- (9) 本工事は、受注者が工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除
 く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、航空局工事成
 績評定要領に基づき評価する対象工事である。

- (10) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。
- (11) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (12) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けている企業（WLB等推進企業）に対して総合評価における加点を行う工事である。なお、詳細は入札説明書による。
- (13) 本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。詳細は入札説明書による。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札時まで令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「建築工事業」のB等級に格付けされ、大阪航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがされている者でないこと。
ただし、(3)の再認定を受けた者を除く。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者（共同企業体にあつてはその構成員。）の間に資本関係又は人的関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (8) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（詳細については入札説明書を参照すること。）。
- (9) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官那覇空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については別添1「競争参加資格要件事項」を参照。）。
- (10) 入札説明書の交付を受けた者、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

3. 入札手続き等

- (1) 担当部局 別表1のとおり。
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク
電話番号 0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）
- (3) 入札説明書の交付期間及び方法 別表1のとおり。
- (4) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法 別表1のとおり。
- (5) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法 別表1のとおり。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除。
 - 2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
なお、詳細は入札説明書による。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札価格であり、総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を

落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(5) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙契約方式承諾願を提出し、紙契約方式に代えるものとする。

(9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(10) 開札後、予定価格の範囲内の価格で入札したすべての者に対して施工体制確認のヒアリング等を行う。また、追加資料の提出を求める。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2.(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3.(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時に於いて、2.(3)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(12) 契約後V Eの提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(13) 施工計画に対する留意事項

競争参加資格の審査において、施工計画の提出がない場合又は他の入札参加者と本工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など施工計画の記載内容が適正でない場合は、競争参加資格を認めない。

(14) その他詳細は入札説明書による。

競争参加資格要件事項
件名：那覇空港3階横断歩道ルーフ改修等工事
入札公告2.(9)の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官那覇空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。
(1) 本店等の所在する地域 沖縄県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所があること。 (2) 企業の施工実績 平成23年4月1日から公告日までの間に完成・引渡しが完了した、下記の要件を全て満たす工事（以下「同種工事・類似工事」という。）の施工実績（発注者は問わない。民間実績又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により、認定された海外実績も可とする。）を有する者であること（元請けとしての実績に限る。甲型協定書による共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。乙型協定書による共同企業体の実績は、工事で分担した工事内容の実績に限り認めるものとし、出資比率は問わない。）。 なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した工事で工事成績評価が通知されている場合は、工事成績評価の評定点が65点未満であるものを除く。 1. 同種工事 ・ 内容：建築物の改築 ・ 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうちいずれか 2. 類似工事 ・ 内容：建築物の新築又は増築のうちいずれか ・ 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうちいずれか (3) 配置予定技術者の資格等 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。 1) 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（種別は「建築」に限る。）、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。 なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。 (ア) 一級建築士又は二級建築士の資格を有する者。 (イ) 下記のいずれかの実務経験を有する者で、在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者。 ・ 高等学校（旧実業高校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業後、5年以上の建築工事の実務経験を有する者。 ・ 大学（旧大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校を含む。）を卒業後、3年以上の建築工事の実務経験を有する者。 (ウ) 10年以上の建築工事の実務経験を有する者。 (エ) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。 監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有す

る者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・一級建築士の資格を有する者。
- ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

2) (2)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、企業の施工実績と同一の工事である必要はない。

3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。)

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

② 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成検査確認通知書」等における日付)とする。

6) 特例監理技術者の配置は認めない。

(4) 施工計画に係る技術的所見が適正であること。

なお、記述がないもの又は著しく不適正な内容である場合は、競争参加資格を認めない。

(5) 那覇空港事務所及び大阪航空局が発注した建築工事で、令和6年4月1日から公告日までの間に完成した工事のうち、工事成績評定が通知されている施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。

(入札公告) 別表 1 入札手続きに係る日程等

件名 : 那覇空港3階横断歩道ルーフ改修等工事

項目		期間等	入札公告 記載箇所
担当部局		〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺531-3 国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課 電話番号 098-859-5106	3. (1)
入札説明書の交付 期間及び方法	交付期間	令和8年9月8日 09時00分～ 令和8年9月17日 17時00分まで 見積りに必要な図面、仕様書等については、競争参加資格の結果の通知に併せて配付する。	3. (3)
	交付方法	1) 電子調達システムにより交付する。 2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記担当部局に問い合わせること。	
申請書、資料の提出 期間、場所及び方法	申請書 提出期間	令和8年9月8日 ～ 令和8年9月18日 まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。ただし、最終日は14時00分までとする。)	3. (4)
	提出場所	上記担当部局と同じ	
	提出方法	申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。 ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。	
入札及び開札の日 時、場所、入札書 の提出方法	入札日時 (電子調達システム)	令和8年10月14日 (09時00分から17時00分までの間。)	3. (5)
	入札日時 (紙入札)	令和8年10月14日 (09時00分から17時00分までの間。)	
	提出方法	電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに上記担当部局あて持参すること。 (郵送又は託送による提出は認めない。) なお、入札書に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。	
	開札日時	令和8年10月15日 14時00分	
	開札場所	那覇空港事務所統合庁舎 2階 入札室	